



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

残業代の支払に関する近時の最高裁判例及び本年7月に公布された相続関係の改正法から、「遺産分割」に関する項目をピックアップしてご紹介します。

## <定額残業代のほかに時間外割増手当も支給？>

◇時間外割増手当と定額残業代との関係について、  
最高裁が平成30年7月19日に判決を下しました。

### ・事案の概要

薬剤師として基本給約46万円の他に業務手当約10万円を得ていた従業員が時間外割増手当の支払いを請求した事案である。雇用契約書には「基本給（残業手当含む）」と記載されていたり、賃金規程には「業務手当は時間手当の代わり」と記載されていたりしたが、時間外労働の有無及び時間を使用者が正確に把握するシステムがなかった。

### ・最高裁判旨

1. 原審（控訴審）は、定額残業代を上回る金額の時間外手当が法律上発生した場合にその事実を労働者が認識して直ちに支払を請求することができる仕組みが備わっていなければ、定額残業代の支払いを時間外手当の支払いとみなすことができない旨判示した。

2. ところが、基本給や諸手当に割増賃金を予め含めて支払うという方法が直ちに労基法37条に反するものではない。雇用契約上の手当が時間外労働等に対する対価として支払われているかどうかは、契約書等の記載のほか、具体的事案に応じ、使用者の労働者に対する手当や割増賃金に関する説明の有無、実際の勤務状況などの事情を考慮して判断すべきであるから、原審の判示する事情が必須の要件とは解されない。

3. 本件では、業務手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものと位置付けられていたといえるので、原審の判断には法令違反がある。

### ・コメント

最高裁は、昨年、医師の残業代を年俸に含まれるとしつつ、基本給や手当の中で区分せずに支払っていたという事例において、年俸の支払によって時間外手当の支払いがあったとはいえない旨を判示しました（最判平成29年7月7日）。今回ご紹介する判例は、昨年の最高裁判例と関連するものであり、固定残業代の支払いにあたっては、各社の状況に応じ、具体的にどのように制度を運営していくかが重要であるといえます。

## <相続に関する法改正情報第2弾「遺産分割編」！>

◆民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（7月13日公布、同日より1年を超えない範囲で施行予定）

### 1. 夫婦間での居住用不動産の贈与に対する保護（改正民法903条4号）

これまでの貢献に報いたり、老後の生活を保障するために、夫婦の一方が配偶者に対して居住用の不動産を贈与することがしばしば行われます。こうした場合、現行の制度では、配偶者は、原則として遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱われるため、結局、贈与がされた場合

とされなかった場合とで最終的な取得額に差が無いという事態が生じていました。

そこで、改正法は、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときには、原則として、計算上、当該贈与を特別受益として取り扱わないで良いものとししました。

### 2. 預貯金の仮払い（改正民法902条の2等）

これまで、最高裁の判例により、遺産分割の完了までは相続人単独で預貯金債権を払い戻すことは認められていませんでした。

しかし、葬儀代の支払いや相続債務の弁済等、やむを得ない資金需要がある場合まで払戻しが認められないことには問題があるとの指摘がされていたことから、改正法は次の制度を新設しました。

①他の共同相続人の利益を害さない限り、家庭裁判所の判断で仮払いを認める。

②一定額（\*）については、家庭裁判所の判断を経ず払戻しを認める。

\* 相続開始時の預貯金額×1/3×当該共同相続人の法定相続分

### 3. 共同相続人による財産処分（改正民法906条の2）

従前の制度では、特別受益のある相続人が、遺産分割前に遺産を処分した場合、共同相続人間で不公平が生じてしまう可能性があります。

例) 被相続人から生前贈与を受けた長男が、共同相続人である次男に無断で被相続人の預金口座から金銭を引き出して費消した。

上の例の場合、次男としては、長男の無断引出によって具体的相続分が減ったことになるので、不法行為に基づく損害賠償請求や、不当利得返還請求を求めることが考えられますが、立証が困難であることが多く、認められてもその範囲は法定相続分に限られ、最終的な利益は長男の方が多くなってしまう。

そこで、処分者以外の共同相続人の同意があれば、処分された財産を遺産に組み戻して遺産分割の対象に含める旨の規定が新設されました。これにより、不当な財産処分が為されなかった場合と同様の結果を実現できることとなります。

例) 遺産分割審判において、裁判所は、長男に対し、無断で引き出した金額と同額を代償金として次男に支払うよう命じることができる。（友成、門屋）

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### ◆「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂

（平成30年7月27日・経済産業省）

電子商取引・情報財取引等の市場の予見可能性を高める観点から、民法等の解釈を整理することにより「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を平成14年以降公表してきたところ、この度AIやブロックチェーン等最新技術が取引環境にもたらす変化を踏まえ改訂が行われました。

#### ◆地域別最低賃金の改正（10月1日より発効）

平成30年度の地域別最低賃金が改正・公示されました。厚生労働省や労働局のホームページでご確認を。